

# 登記事項証明書等が瀬戸市役所内でも取得できます！

10月1日（金）から 瀬戸市役所庁舎内で名古屋法務局春日井支局により  
次のとおり登記事項証明書等の交付事務が開始されました。



- 1 設置場所 瀬戸市役所 1階ロビー東側（庁内食堂の隣です。）
- 2 利用時間 月曜日から金曜日（祝日、年末年始を除く。）  
午前9時から午後4時30分まで（正午から午後1時を除く。）  
※利用時間帯には法務局職員が常駐します。

### 3 交付する証明書の種類

- (1) 土地・建物の登記事項証明書  
※ 地図及び図面に関する証明書は取り扱いません。
- (2) 会社・法人の登記事項証明書（代表者事項証明書を含む。）
- (3) 会社・法人の印鑑証明書  
※ 印鑑カードが必要となります。



### 4 証明書交付の流れ

- (1) 証明書発行請求機を利用し、必要とする証明書を請求します。
- (2) 手数料を登記印紙で納めます。
  - ◆登記事項証明書 1通 1,000円
  - ◆印鑑証明書 1通 500円※ 登記印紙は、取扱い郵便局のほか、市役所会計課窓口でも販売しています。
- (3) 請求に基づき、法務局職員が端末を操作し、証明書を作成しその場で交付します。



《お問い合わせ先》

名古屋法務局春日井支局 電話 0568-81-3210